

事務連絡
令和8年1月28日

各診療所等管理者様

石川県健康福祉部医療支援課
医療指導グループ

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業について

平素より本県の保健医療行政にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年度厚生労働省補正予算により実施される標記事業については、先日、厚生労働省ホームページに実施要綱等が掲載されました。

標記事業につきましては、病院については国から支援を行い、診療所等については、都道府県から支援することとなっております。本県においては、3月上旬頃から診療所等の申請受付を開始する予定ですが、標記事業のうち「診療所等賃上げ支援事業」の対象施設は令和8年3月1日までにベースアップ評価料を届け出ている医療機関等とされていることから、「診療所等賃上げ支援事業」の活用をご検討されている医療機関等につきましては、ご留意いただきますようお願ひいたします。

○診療所等賃上げ支援事業の概要

- (1) 対象施設：以下の有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション
 - ①令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設
 - ②現行制度上ベースアップ評価料が届け出られないが、令和8年6月1日時点でR8診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設
- (2) 対象事業：令和7年12月～令和8年5月の間に実施する対象職員のベースアップ 等
- (3) 給付額：
 - (有床診療所) 7.2万円／許可病床数
 - (無床診療所) 15万円／施設
 - (訪問看護ステーション) 22.8万円／施設

※なお、物価上昇に対する支援については、ベースアップ評価料の届出は支援の要件となっておりません。

※詳細については厚生労働省HPで実施要綱等をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html

検索	厚生労働省 賃上げ 物価
----	--------------

※ベースアップ評価料の届出については、以下の東海北陸厚生局HP又は石川事務所（TEL 076-210-5140）にご確認ください。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/r06baseup.html

検索	東海北陸厚生局 ベースアップ評価料
----	-------------------

(事務担当)
医療対策課医療指導グループ
TEL 076-225-1433 FAX 076-225-1434
Mail e150900a@pref.ishikawa.lg.jp